

公務員の原点を問う

きむ てみよん

金 泰 明（大阪経済法科大学アジア太平洋研究センター教授）

私は、大阪生まれの東京に住む在日韓国人二世。日本での永住資格をもつが、日本国籍を有していない。日本生まれの「外国人」である私にとって、公務員とは、いつも遠くにいて手の届かない存在である。というのは、外国人に対して、未だ大方の公務員の職は、門戸が開かれていないからだ。この国には、公務員任用時の国籍条項の壁がある。それは、「公権力の行使、及び公の意思形成の参画に携わるものは日本国籍が必要」という「当然の法理」という考えにもとづく。近年、川崎市や大阪市など外国人が多く住む一部の市において国籍条項が撤廃されたとはいえ、まだまだ国籍条項の壁は厚く高い。



しかし、日本に住む私にとって、公務員は身近な存在でもある。小中学校の教師、交番のお巡りさん、ときどき世話になる役所や保健所の職員、救急隊員や消防士など。こうした公務員の存在なくしては、1日として市民生活はおぼつかない。私が市民として安心して生活できるのは、公務員たちのつね日頃の努力と存在のおかげなのだ。だから、公務員を身近に思い、彼らに感謝し、期待している自分がある。このように思い感じるのは、決して私一人だけではないだろう。たいていの国民が、公務員に対して感謝の念をもち、ひそかな期待を寄せてきたと思う。

だが、近年、ひっきりなしに引き起こされる公務員 - 「官」や国家公務員・地方公務員を問わず - による汚職や一連の不祥事によって、公務員に対する国民や市民の信頼感や期待感は、すっかり地に落ちてしまった。

繰り返し引き起こされる公務員による深刻な不祥事に対して、世論の批判と国民の非難の声が日増しに厳しさを増す中、去る本年6月6日に、キャリアシステムの廃止等を目的とする国家公務員制度改革基本法（以下「基本法」）が成立した。「基本法」の成立は、今一度、公務員がその原点に立ち戻って、国民・市民の信頼感を回復する絶好の機会であると思う。

基本法の提案理由に関して、渡辺喜美国務大臣（当時）は、「行政に対する信頼を回復し、行政の運営を担う国家公務員が常に国民の立場に立ってその職務を遂行することを徹底するためには、国家公務員に関する制度の在り方を原点に立ち返って見直し、国家公務員の意識を改革することが必要であります」と述べた。基本法は、第1条（目的）において「国民全体の奉仕者である国家公務員について、一人一人の職員が、その能力を高めつつ、国民の立場に立ち、責任を自覚し、誇りを持って職務を遂行する」と謳っている。

さて、では、国家公務員制度の「原点」とは何をさし、いかにして「国家公務員の意識を改革」しようというのか。

日本国憲法第 15 条第 2 項は「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」とし、さらに国家公務員法第 96 条は「すべて職員は、国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務しなければならない」と定めている。ここに、公務員制度の「原点」がある。「国家公務員の意識の改革」も、当然ここから始まるわけだ。

公務員が心しなければならないのは、「公共の利益」、つまり公共性に向かうことである。公共性とはほかでもない、特定の個人ではなく、すべての人びとに共通する利益や事柄をいう。公務員に求められるのは、つねに「誰もが欲すること」「共通の利益・事柄」、すなわち公共的な観点から思考し、判断し、行動することである。

しかし、この間の事態を見ると、公務員の原点 - 国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務すること - をめぐって、根本的な誤解が生じているのではないか、と思わざるを得ない。

特に、先般、辞任した中山元国土交通大臣は、成田空港の施策・整備の問題に触れて「公共の精神というか公のためにはある程度は自分を犠牲にしてもというのが無くて、なかなか空港拡張もできなかった」と述べたが（朝日新聞、9月26日）ここにあるのは、「公」つまり「天下国家」のために個人が犠牲になって当然という考え方である。言いかえれば、それは戦前の滅私奉公の思想であり、日本国憲法下の現行法制とはまったく相容れない。

そもそも日本国憲法の下では、「公」すなわち「公共」であって「天下国家」を意味しない。したがって、公務員が働く目的である「公共の利益」とは、あくまでも「すべての人びとに共通する利益や事柄」であって、個人が犠牲になる「天下国家」ではない。このことをしっかり肝に銘じて、日本国憲法を遵守し法令を実施しなければならない。

また、こうした観点に立てば自ずから、キャリアシステムに対する評価は明らかであろう。キャリアシステムとは、戦前の身分制的官吏制度の中核をなす高等文官試験制度の残滓とも言うべき人事慣行だからだ。キャリアシステムの思想は、滅私奉公の思想につながり、それは「公共性」に反するものである。

もう一度、確認しておこう。公務員の原点は、「国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務すること」にある。そのとき、注意を要するのは、法文上、公務員が奉仕するのは「国民全体」であるが、現実には国民概念からこぼれ落ちるさまざまな「市民」が存在することだ。今日、グローバリゼーションが進み国際化が進展する時代状況にあって、日本の津々浦々で国民（日本国籍取得者）以外の数多くの人びと、つまり市民 - わたしのような日本生まれの定住外国人や外国人労働者など - が、現実に生を営んでいる。それゆえ、公務員の本来あるべき姿としては、「市民への奉仕者」である。日本国憲法が「人類普遍の原理」に基づいているというのは、こういうことなのだ。

公共性が意味する「すべての人びと」は、もはや国民だけでは収まりきれないさまざまな異なる文化や価値観をもつ人びととしての「市民」が含まれる現実があること、そしてこうした現実の中で、公務員としての職務を果たすべきであることを、片時も忘れないでほしい。